防火管理者講習の修了証明について

宮城県では、消防法施行令第3条(防火管理者の資格)の規定に基づく防火管理者講習を、昭和57年度まで実施していました。

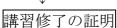
この間の講習について,修了証書の紛失等により再交付を希望する方には, 修了証書の再交付ではなく「講習修了の証明」を行っています。

申請に必要なもの

- ・「防火管理に関する講習修了証明願」(別紙1)
- ・切手を貼った返信用封筒

証明願の提出

記入例(別紙2)を参考に,「防火管理に関する講習修了証明願」(別紙1)の枠内に必要事項を記入し,返信用封筒と一緒に提出してください。



知事名で講習修了の証明(別紙2の※印)をして、返送します。

問い合わせ先 宮城県消防課予防班

TEL: $0\ 2\ 2-2\ 1\ 1-2\ 3\ 7\ 4$ FAX: $0\ 2\ 2-2\ 1\ 1-2\ 3\ 9\ 8$